令和子程度第1個多摩市障がい者差別解消支援地環協議会 会議録

| 日時 | # 10 10 7 10 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | |
|--------------------------------------|---|--|
| Uporte Upo 出席者 ※ 敬称 略 | 50 M A 委員 | た。 かしかぎ、みはし、まずき、みやはら、あぜがみ、いちかわ、みやざき、おりかさ、ふじよい 矢嶋、柏木、三橋、鈴木、宮原、畔上、市川、宮﨑、折笠、藤吉、 せょ。 なかはら 瀬尾、中原 |
| leb debetical con- | じょうがい ふくしか 障害 福祉課 じゅきょく 事務局) | ひらまつ ありが うつのみゃ うえの なかむら せんぼくゃ えのもと たなか 平松、有賀、宇都宮、上野、中村、仙北屋、榎本、田中 |
| けっせきしゃ 欠席者 がいしょう りゃく ※ 敬称 略 | がいる。 | tigutom to |
| ^{きろくしゃ} 記録者 | ります。 | |
| こうもく 項目 | 開会 | |
| | いいんしょうかい 1 委員紹介 | |
| | 2 障害理解出前講座について | |
| | 3 障がい者差別に関する相談について | |
| | 4 今後の取組予定について | |
| | 5 その値 | |
| | へいかい 閉会 | |
| | しょうさい 詳細 | |
| いいかしょうかい 1委員紹介 | 選判 1 委員名簿 説明 【『歌稿】 【『歌稿】 【『歌稿】 【『歌稿】 『歌稿』 『歌稿』 | |
| 2 障害 りかいでまえこうざ 理解出前講座 | じのよう しょうがいりかいでまえこうざ せつめい 資料2 障害理解出前講座について 説明 | |
| について | ・講座内容の作成・決定について、権利擁護専門部会などの意見も取り入れながら進めて 激しい。 【事務局】 とうじしゃ さんか 当事者の参加によって、障害理解が進むと思う。そのため、権利擁護専門部会でも意見を うかが 同っていきたい。 | |
| | ・出前講座はとても良い取組み。今年度は試験的な取組みであり、対象事業者が市内とのことだが、複数の事業者を想定しているのか。また、様々な業種(飲食、医療など)を想定しているのか。 を想定しているのか。 | |

・業種によって合理的配慮の内容も異なる可能性があるので、色々な業種で試行錯誤しながら進めていけると良い。

3 障がい をきべっ 者差別に関す る相談につい て

「いまう」 しょう しゃさべっ かん そうだん せつめい 資料31 障がい者差別に関する相談について 説明

 そうだん
 ごうりてきはいりょ ふていきょうかんけい

 る相談につい
 (1) 合理的配慮の不提供関係

をうだん しょう かいのある方の投票所における投票方法

*参考資料である総務省の資料について。

(じむきょく) 【事務局】

そうむしょう しゅうちいらい 総務省から周知依頼があったため、この協議会の場で配布している。

程談2市内イベントの募集について

じむきょく

事務局としては、文面だけでない電話や対面でのやり取りの中で、障害理解を進めていく必要があると改めて感じている。

きうだん しないしせっない てんじぶ ろっ くふせっ せつめい 相談3市内施設内の点字ブロック敷設 説明

・施設管理者の会社が大きいため管轄が分かれており、会社の担当者も判断し切れないところがあったため、障害福祉課に立会いをしてもらいながら、調整をしている。現在は7が7月末の回答を待っているところ。今後については、私有地なので行政からの申し出は戦難しいところもあるが、障がい者に寄り添った方向性で取組んでいければいいと思うので、障害福祉課には引き続きご協力いただきたい。

『事務局】

ばんざい しせっかんりしゃ けんとうちゅう こんご さんしゃ きょうぎ おこな 現在、施設管理者が検討中。今後も三者で協議を行っていきたい。

・また、別の相談案件をここで提案したい。多摩市障害福祉サービス事業所等従事者資格を記したというというというというというというを受けても、この精助金の対象とならないことがあると判明した。この補助金の対象者は「多摩市内の事業所で就労を開始し、3か月以上(研修の修了後に限る)継続して就労」「従事時間が就労を開始した後の3か月間に48時間を超えて就労している」を案件としているが、これは視覚障がい者のガイドヘルパーの仕事の特性に合わない。ガイドヘルパーはたいかんの方が、これは視覚障がい者のガイドヘルパーの仕事の特性に合わない。ガイドヘルパーはたいかんの仕事を繰り返すことが多いため、48時間という条件を満たすのが難しい。そのため、せっかくガイドヘルパーになりたいと思っても補助金が受けられないが、これないが、多摩市の事業所のみが対象となっているので、他市の事業所に勤務したとしても積算されない。この点について再検討をお願いしたい。

^{じむきょく} 【事務局】

を書からようがいさくしまっていては、う年の4月から始まった多摩市では自の制度となる。この制度は、人材の確保と定着を自的としており、活がある対象者要件の設定について、あまりに短時間での就労時間しか満たさない者も認めてしまうと、この制度の性質や自的を達成することが難しくなってしまうことから、就労開始後の3か月の間で48時間動務という要件設定をしている。う年度に制度を動け、したこともあり、すぐに要件を変更することは考えていないが、いただいたご意見を踏まえ、う後適切な事業運営に向けて検討を進めていきたい。

・実態として、補助金の申請希望のガイドへルパーが1名登録されている。だが、同行援護が活動の性質上、早めに依頼をもらうことが多い。実際に登録しても、翌月まではマッチングが終了しているので、すぐに入れない。また、利用者も慣れたへルパーを希望することが多いので、新しいヘルパーも利用してもらえるように社協での調整が必要。そのため、登録されてから3か月以内に48時間を満たすことが難しい。複数事業所で

とうぞく 登録していれば可能。また、3か月よりも期間を長く設定していただけたら対象に当て はまることもできるのではないか。

^{じむきょく} 【事務局】

福助金創設の意味合いは、障害福祉計画の取組みとして人材の確保・養成が重要な位置づけとなっていることから、即座に対応を図る必要があり、そこで人材の確保と定着を含めた要件設定を行ったところである。こういった点が必要な要件として認識してきたところだが、実際に運用をするやで、今回の意見を含めて、利用者や関係機関から意見をいただき、前向きに検討を重ねて制度を改善していきたい。

- *ガイドヘルパーが増えるようにお願いいたします。
- ・・要綱には見ざしの期間が記載されていることがある。見ざすにしても、いつか、ではなく、いつまでに改訂します、といったスケジュールを提示しないと、現実的ではない。現に、運用して数か月でこのような意見が出てきているので、こういったことがまた起きるかもしれない。そのため、現場の声を聞きながら、期限を決めて回答する、といったスケジュールを崇した方が、現実的ではないか。そういったことを要綱へ記載するというできるはあるのか。

^{じむきょく} 【事務局】

要綱は年度当初に制定している。 見直しの規定は要綱には寛文化していない。 補助の製作を変更するということは、予算が伴うことなので年度単位で行っている。 数年といった しょうがってはなく、次年度以降には見直しの必要性に応じて対応を図れるように、 具体的な取組みを進めていければと考えている。 が。ず実現できるというわけではないが、 市の予覧上の措置やルールに沿って進めていきたい。

- ・人材育成については、困った時に養成を始めるのでは遅れ。たりなくなることが予測された段階で養成できてないと、使いたい時に使えなくなってしまうので、 極 力 早めに制度を改善して欲しい。
- ・要綱を作るために市内事業所へのヒアリングはしたのか。

【事務局】

・次回の差別解消支援地域協議会は3月で、その前に自立支援協議会もある。それまでに、どこの事業所からどのような方がどういった形で申請したか、といった具体例を会議でお完しいただいて、それをもとに来年度はどうするか、検討していきたい。ただ、これまで訴えていたヘルパー養成がようやく予算化されたのだから、検討を輩ねるだけで人材確保に繋がらないことは避けたいので、タイムリーな対応をお願いしたい。

・継続して審議していく、ということでよろしいか。 【事務局】

承知した。

4 今後の 対象を 取組予定につ

「いりょう」 こんご とりくみょてい せつめい 資料4今後の取組予定について 説明

・ 庁舎視察の開催時期の予定はあるか。 急に「この日にやります」と言われると予定が立てづらいので、事前に候補日などを教えていただけると、多くの方が参加できると思う。

10月の開催を予定している。近日中に障がい者団体の方々へ、参加できる日程の希望を 10月の開催を予定している。近日中に障がい者団体の方々へ、参加できる日程の希望を 100月の開催を送付する予定。できるだけ多くの方が参加できる日程で開催できるよう調整する。

• 10月開催ということであれば、8月上旬には通知をいただけると、日程調整しやすい。

5 その他

- ・ 社会福祉協議会が発行している「災害が起きたら!要配慮者わたしたちからの ッっせー じ」が改訂された。更新した箇所のお知らせをする。
- 2ページョ、災害時の困りごとについて、当事者に共通する内容をまとめて掲載。
- 3ページ目、地域防災訓練などに参加した実体験に基づく提案などを掲載。
- 9ページ自、新たに「医療的ケアが必要な方からのお願い」の項目を追加。イラストも加え、どのような状態か分かるようにした。

16ページョ、「ちいき 20 たいき 20

こんかいのかいでい 今回の改訂にあたり、障がい者団体の方々にダンケートやご意見をいただき、ご協力を たまたりながら改訂した。 デューとは まほう 腸 りながら改訂した。 冊子は 希望があれば配布する。 また、 ボームページにもデータを 掲載しているので、 ぜひご活用いただきたい。

- ・ルビが振られてないので、次に変える際はルビを振って欲しい。
- ・次の改定の際は、ルビを反映する。
- ・この冊子の内容について、出張講座を依頼したら実施してくれるのか。障がい当事者の方や、スタッツにも知って欲しい。事業所でのBCP(事業継続計画)にも繋がるので、実施していただけるとありがたい。
- ・ぜひご相談してほしい。多くの方に知っていただきたいので、事務局(社会福祉協議会)と、可能な限り当事者の方にもご協力いただきながら実施していく。
- *・ルビについて、m子はすぐには難しいと思うが、ホームページからダウンロードでき

るPDFだけでもルビを振ったり、読み上げソフト対応とするなど、検討いただきたい。

- 検討していく。
- ・この前子の表紙について、装紙のタイトルだけではなく、首次のようなインデックえを付けるとわかりやすいのではないか。 しゅう なん」「車椅子が必要な人」等、対象者の項首があるとわかりやすいと思う。また、中のページにも同じような的があるとわかりやすい。
- ・今回の冊子には確かに自次がない。次回の改訂に反映していきたい。また、ホームページからダウンロードできるように掲載しているので、そちらで工夫していきたい。
- ・パソコンが苦手な人もいる。そういった人への対応も考えて欲しい。音声で聞くことができる、など。
- ・音声対応は確認する。ホームページから確認する際に、何がどこに掲載されているかの せつめいが 説明書きの工夫を検討していきたい。

『事務局】

3がってきょうぎかい 3月の協議会でも報告した助言・あっせん部会について、その後の経過について報告する。個人情報に関する内容となるので、ここからは非公開とする。

・本日の議題は以上となります。その他、ご質問やご意見はございませんか。
 ⇒意見なし、

^{じむきょく} 【事務局】

次回の会議は3月を予定している。

・それでは、これで本日の多摩市障がい者差別解消支援地域協議会を終了する。